

2025年12月22日

協力会社の皆様へ

大林ファシリティーズ株式会社

## 中小受託取引適正化法の施行に伴う弊社の対応について（お知らせ）

謹啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

弊社業務につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下請法が改正となり、2026年1月1日より「中小受託取引適正化法（取適法）」が施行されます。この改正に伴い、弊社の対応を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

謹白

記

### 1 振込手数料の負担先変更

	従前負担先	変更後負担先
振込手数料	貴社負担	弊社負担

※2026年1月1日以降の弊社お振込み分より

### 2 契約書等の取扱い

- (1) 今回の取適法施行に伴い、弊社の契約約款を改正いたしましたが、契約書の再締結は行わず、現行契約書に記載の契約約款の内容を別紙の修正内容に読み替えることといたします。  
(但し、双方協議のうえ変更している契約内容等については、適用のままとします。)
- (2) 今後、金額や契約記載内容の変更等に伴い契約書を再締結する際に、最新の契約約款を添付いたしますので、ご了承ください。

ご不明点等、お問い合わせがございましたら、[本ホームページ内のお問い合わせフォーム](#)よりご連絡ください。

今後とも変わらぬご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

### お問い合わせ等

弊社業務にご協力をいただきましてありがとうございます。

業務遂行にあたり、安全衛生、資材や労務費など原価高騰に伴う困りごとがある場合には、以下の問い合わせ先からご一報ください。  
追って担当よりご連絡させていただきます。

[お問い合わせ（協力会社用）](#) →

以上

## 【別紙】 弊社契約約款変更（改正下請法：取適法による）に伴う新旧対比表

(赤字下線部分は変更箇所)

2026年1月1日 適用

条/内容	旧：改定前契約約款（甲：弊社 乙：協力会社）	新：改定後契約約款（甲：弊社 乙：協力会社）	備 考
タイトル	下請負契約約款	契約約款	右上改定日に <u>(K)</u> を追記する ※K=協力会社
第 1 条 (総則)	<p>注文者（以下「甲」という。）と下請負人（以下「乙」という。）とは、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行する。</p> <p>2 契約書とこの約款及び添付の仕様書等に基づいて、乙は管理業務を履行するものとし、これに対し甲は管理料を支払う。</p> <p>3 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>4 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。</p> <p>5 この約款の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</p>	<p><u>委託者</u>（以下「甲」という。）と<u>受託者</u>（以下「乙」という。）とは、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行する。</p> <p>2 <u>甲と乙との間の契約書（以下、委託契約書、注文書・注文請書、委託注文書・受託請書も含め「契約書」という。）</u>とこの約款及び添付の仕様書等に基づいて、乙は管理業務を履行するものとし、これに対し甲は管理料を支払う。</p> <p>3 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>4 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。</p> <p>5 この約款の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</p>	<p>公正取引委員会及び中小企業庁発布により2026年1月1日から「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」が改正され、「製造業委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払遅延等の防止に関する法律（取適法）」が施行・適用となるため、「下請」等の用語を見直した</p> <p>「契約書」に委託契約書、注文書・注文請書、委託注文書・受託請書も含める</p>
第 3 条 (法令上の責任及び法令遵守)	<p>乙は、本業務を遂行するうえで関係する法令を遵守する。</p> <p>2 乙は、本業務に従事する従業員に対して、雇用保険法、職業安定法、労働安全衛生法、労働基準法及び労働者災害補償保険法などの法令に定められた事業主、雇用主、事業者又は使用者としての責任を負うものとし、本業務を遂行するにあたって、乙の従業員に災害、その他の事故が発生しても甲はその責を一切負わないものとする。</p> <p>3 前項にかかわらず、乙の従業員又は再下請負人の従業員が、労災保険率適用事業細目における建設事業において労災事故に被災した場合、元請負人を事業主とした労災保険を適用するものとする。</p>	<p>乙は、本業務を遂行するうえで関係する法令を遵守する。</p> <p>2 乙は、本業務に従事する従業員に対して、雇用保険法、職業安定法、労働安全衛生法、労働基準法及び労働者災害補償保険法などの法令に定められた事業主、雇用主、事業者又は使用者としての責任を負うものとし、本業務を遂行するにあたって、乙の従業員に災害、その他の事故が発生しても甲はその責を一切負わないものとする。</p> <p>3 前項にかかわらず、乙の従業員又は再<u>委託先</u>の従業員が、労災保険率適用事業細目における建設事業において労災事故に被災した場合、元請負人を事業主とした労災保険を適用するものとする。</p>	<p>※本条の『元請負人』の文言は、弊社建築事業部門の「工事下請負契約約款」の表記に合わせている</p>

条/内容	旧：改定前契約約款（甲：弊社 乙：協力会社）	新：改定後契約約款（甲：弊社 乙：協力会社）	備 考
第 9 条 (暴力団等排除)	<p>甲及び乙（乙の経営幹部等及び再下請負人を含む。以下本条第1項から第3項において同じ。）は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）ではなく、将来にわたっても該当しないことを確約する。</p> <p>2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当すると合理的な根拠に基づき認めた時は、何らの催告を要さずにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) ①暴力団等反社会的勢力である、又は②暴力団等反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき</p> <p>(2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力又は暴力団等反社会的勢力の関係者を利用するなどしているとき</p> <p>(3) 暴力団等反社会勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団等反社会勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき</p> <p>(4) 暴力団等反社会的勢力と、何らかの関係を有しているとき</p> <p>(5) 相手方又は第三者に対して暴力的又は威圧的な違法行為を行ったとき</p> <p>(6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反したとき</p> <p>3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると合理的な根拠に基づき認めたときは、何らの催告を要さずにこの契約及び乙と締結している下請負契約のすべてを解除することができる。</p> <p>(1) 乙がこの契約の履行にあたり使用する再委託人等が、暴力団等反社会的勢力が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等であることを知りながら、使用しているとき</p> <p>(2) 甲が委託した業務に関し、乙が暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けながら甲への報告並びに甲の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を怠ったとき</p>	<p>甲及び乙（乙の経営幹部等及び再委託先を含む。以下本条第1項から第3項において同じ。）は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）ではなく、将来にわたっても該当しないことを確約する。</p> <p>2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当すると合理的な根拠に基づき認めた時は、何らの催告を要さずにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) ①暴力団等反社会的勢力である、又は②暴力団等反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき</p> <p>(2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力又は暴力団等反社会的勢力の関係者を利用するなどしているとき</p> <p>(3) 暴力団等反社会勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団等反社会勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき</p> <p>(4) 暴力団等反社会的勢力と、何らかの関係を有しているとき</p> <p>(5) 相手方又は第三者に対して暴力的又は威圧的な違法行為を行ったとき</p> <p>(6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反したとき</p> <p>3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると合理的な根拠に基づき認めたときは、何らの催告を要さずにこの契約及び乙と締結している契約のすべてを解除することができる。</p> <p>(1) 乙がこの契約の履行にあたり使用する再委託人等が、暴力団等反社会的勢力が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等であることを知りながら、使用しているとき</p> <p>(2) 甲が委託した業務に関し、乙が暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けながら甲への報告並びに甲の捜査機関への通報及び業務を甲に委託した発注者（以下「発注者」という。）への報告に必要な協力を怠ったとき</p>	<p>「下請負契約」を「契約」とすべてを内包するよう修正</p> <p>甲（弊社）に業務を委託した発注者（顧客）を『発注者』に統一</p>
第 12 条 (諸費用の負担区分)	業務遂行のために必要な資機材、消耗品及びその他諸経費の負担分担は添付の「業務仕様書」、「内訳明細書」に定めるとおりとする。但し、負担区分が明確でないものについては、必要な都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。	業務遂行のために必要な資機材、消耗品及びその他諸経費の負担分担は添付の内訳書又は内訳明細書、管理業務仕様書に定めるとおりとする。但し、負担区分が明確でないものについては、必要な都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。	

条/内容	旧：改定前契約約款（甲：弊社 乙：協力会社）	新：改定後契約約款（甲：弊社 乙：協力会社）	備 考
第18条 (損害賠償)	<p>乙は、本業務遂行中に甲又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその旨を報告し、その責を負わなければならない。但し、損害が天災地変等不可抗力によるもので、且つ損害の程度が一定の範囲を超えるものであるときは、甲乙協議のうえ、責任の分担を定めるものとする。</p> <p>2 前項にかかわらず、本業務を甲に委託した委託者（以下「委託者」という。）と甲との委託契約において、損害賠償について前項と異なる約定がある場合は、甲及び乙は、当該約定に従うものとし、責任の分担は別途定めるものとする。</p>	<p>乙は、本業務遂行中に甲又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその旨を報告し、その責を負わなければならない。但し、損害が天災地変等不可抗力によるもので、且つ損害の程度が一定の範囲を超えるものであるときは、甲乙協議のうえ、責任の分担を定めるものとする。</p> <p>2 前項にかかわらず、<u>本業務を甲に委託した発注者</u>と甲との委託契約において、損害賠償について前項と異なる約定がある場合は、甲及び乙は、当該約定に従うものとし、責任の分担は別途定めるものとする。</p>	
第19条 (管理料の支払い方法)	<p>本業務が月極業務である場合、管理料は、毎月1日から末日までを当月分とする。但し、契約期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合は、その月の日数で日割計算するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、乙は、当月分の管理料に消費税を加算した請求書をもって翌月3日までに甲に請求し、甲はこれを翌月末日に乙の指定する銀行口座に振り込みをもって支払うものとする。なお、この場合の振込手数料は、乙の負担とし、当該支払日が銀行休業日の場合は、前営業日とする。</p> <p>3 本業務が月極業務でない場合、乙は本業務を実施の都度、甲に作業完了報告書等の提出日又は作業終了日を報告し、甲の検収を受けるものとする。甲は乙からの報告を受けた後、5営業日以内に報告内容について異議を申し出ない場合、検収をしたことと扱う。</p> <p>4 前項の場合において、乙は前項に定める甲の検収に合格したのちに、注文書に定める管理料に消費税を加算した金額を請求書をもって3日以内に甲に請求し、甲は乙が業務を実施した月の翌月末日に乙の指定する銀行口座に振り込みをもって支払うものとする。なお、この場合の振込手数料は、乙の負担とし、当該支払日が銀行休業日の場合は、前営業日とする。</p>	<p>本業務が月極業務である場合、管理料は、毎月1日から末日までを当月分とする。但し、契約期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合は、その月の日数で日割計算するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、乙は、当月分の管理料に消費税を加算した請求書をもって翌月3日までに甲に請求し、甲はこれを翌月末日に乙の指定する銀行口座に振り込みをもって支払うものとする。なお、この場合の振込手数料は、<u>甲</u>の負担とし、当該支払日が銀行休業日の場合は、前営業日とする。</p> <p>3 本業務が月極業務でない場合、乙は本業務を実施の都度、甲に作業完了報告書等の提出日又は作業終了日を報告し、甲の検収を受けるものとする。甲は乙からの報告を受けた後、5営業日以内に報告内容について異議を申し出ない場合、検収をしたことと扱う。</p> <p>4 前項の場合において、乙は前項に定める甲の検収に合格したのちに、<u>契約書</u>に定める管理料に消費税を加算した金額を請求書をもって3日以内に甲に請求し、甲は乙が業務を実施した月の翌月末日に乙の指定する銀行口座に振り込みをもって支払うものとする。なお、この場合の振込手数料は、<u>甲</u>の負担とし、当該支払日が銀行休業日の場合は、前営業日とする。</p>	改正下請法（取適法）に基づき、協力会社に対する支払時の振込手数料は2026年1月1日以降から弊社負担とする
第21条 (労務管理)	<p>乙は、業務の実施にあたって、事業者として従業員（作業員を含む。以下同じ。）の災害防止に万全を期すとともに労務管理の徹底を図る。</p> <p>2 (1) 乙は、乙の従業員又は再下請負人の従業員が労災事故に被災した場合は、法令及び行政指導に定められた措置をとるとともに、遅滞なくその事実を甲に報告する。</p> <p>(2) 乙は、労災事故に被災した乙の従業員又は再下請負人の従業員から、労災事故に伴う損害賠償請求等が提起された場合は、甲と協力して解決に取り組むものとし、損害賠償金、和解金、弁護士報酬等の費用については、甲に過失がない限り、原則として乙が負担する。</p>	<p>乙は、業務の実施にあたって、事業者として従業員（作業員を含む。以下同じ。）の災害防止に万全を期すとともに労務管理の徹底を図る。</p> <p>2 (1) 乙は、乙の従業員又は再<u>委託先</u>の従業員が労災事故に被災した場合は、法令及び行政指導に定められた措置をとるとともに、遅滞なくその事実を甲に報告する。</p> <p>(2) 乙は、労災事故に被災した乙の従業員又は再<u>委託先</u>の従業員から、労災事故に伴う損害賠償請求等が提起された場合は、甲と協力して解決に取り組むものとし、損害賠償金、和解金、弁護士報酬等の費用については、甲に過失がない限り、原則として乙が負担する。</p>	

条/内容	旧：改定前契約約款（甲：弊社 乙：協力会社）	新：改定後契約約款（甲：弊社 乙：協力会社）	備 考
第22条 (契約の予告解約)	<p>甲又は乙が本契約の全部又はその一部を解約しようとする場合、3ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本契約の全部又はその一部を解約することができるものとする。但し、本業務が月極業務である場合、甲又は乙は注文書に定める管理料の3ヶ月分を解約金として相手側に一括して支払うことにより、直ちに本契約を解約できるものとする。</p> <p>2 本契約が甲と発注者との間の請負契約、委託契約及び業務委託契約（以下「元請負契約等」という。）の再下請負契約である場合、甲が、発注者から前項の予告解約期間より短い期間で元請負契約等の解約の通告を受けたとき、甲は乙に対して遅滞なく告知を行い、甲と発注者との元請負契約等の終了日をもって、甲と乙との契約についても終了するものとする。</p> <p>3 前2項に基づき契約が中途解約された場合、甲及び乙は、解約日をもって管理料を清算する。</p>	<p>甲又は乙が本契約の全部又はその一部を解約しようとする場合、3ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本契約の全部又はその一部を解約することができるものとする。但し、本業務が月極業務である場合、甲又は乙は契約書に定める管理料の3ヶ月分を解約金として相手側に一括して支払うことにより、直ちに本契約を解約できるものとする。</p> <p>2 本契約が甲と発注者との間の請負契約、委託契約及び業務委託契約（以下「<u>契約等</u>」といふ。）の再<u>委託</u>契約である場合、甲が、発注者から前項の予告解約期間より短い期間で<u>契約等</u>の解約の通告を受けたとき、甲は乙に対して遅滞なく告知を行い、甲と発注者との<u>契約等</u>の終了日をもって、甲と乙との契約についても終了するものとする。</p> <p>3 前2項に基づき契約が中途解約された場合、甲及び乙は、解約日をもって管理料を清算する。</p>	
第24条 (解除に伴う措置)	<p>乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 乙は、契約が解除された場合において、控室等に乙が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（再下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。</p>	<p>乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 乙は、契約が解除された場合において、控室等に乙が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（再<u>委託先</u>の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。</p>	
第25条 (守秘義務)	<p>甲及び乙は、本業務を遂行するうえで知り得た相手方の機密事項について、事前に相手方の書面による承諾、その他正当な理由なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。</p> <p>本業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。</p> <p>2 前項にかかわらず、委託者と甲との委託契約において、守秘義務について前項と異なる約定がある場合は、甲及び乙は、当該約定に従うものとする。</p> <p>3 本条項は、本契約終了後も有効とする。</p>	<p>甲及び乙は、本業務を遂行するうえで知り得た相手方の機密事項について、事前に相手方の書面による承諾、その他正当な理由なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。</p> <p>本業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。</p> <p>2 前項にかかわらず、<u>発注者</u>と甲との委託契約において、守秘義務について前項と異なる約定がある場合は、甲及び乙は、当該約定に従うものとする。</p> <p>3 本条項は、本契約終了後も有効とする。</p>	4/5

条/内容	旧：改定前契約約款（甲：弊社 乙：協力会社）	新：改定後契約約款（甲：弊社 乙：協力会社）	備 考
第28条 (直接交渉の禁止)	乙は、甲の指示又は許可がない限り、委託者と本業務に関連して直接交渉を行ってはならない。	乙は、甲の指示又は許可がない限り、 <u>発注者</u> と本業務に関連して直接交渉を行ってはならない。	
第29条 (紛争の解決)	<p>この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙が不服があるときその他契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたもの除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。</p> <p>2 甲又は乙は、第1項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができない。</p>	<p>この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに<u>乙が不服あるとき</u>、その他契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたもの除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。</p> <p>2 甲又は乙は、第1項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができない。</p>	
第30条 (管轄裁判所)	本契約に関して生じた訴訟、その他の紛争については、甲の本社・支店等の所在地を所管する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。なお、準拠法は日本法とし、和文、英文により契約書を作成する必要がある場合は、和文をもって正文とする。	本契約に関して生じた訴訟、その他の紛争については、 <u>訴額に応じて被告の本社・支店等所在地を所管する簡易裁判所若しくは地方裁判所</u> を第一審管轄裁判所とする。なお、準拠法は日本法とし、和文、英文により契約書を作成する必要がある場合は、和文をもって正文とする。	